



平成 19 年 6 月 1 日

各 位

会社名 フジテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 内山高一
コード番号 6406
上場取引所 東証・大証一部
問合せ 常務執行役員 財務本部長
北川由雄
(TEL 0749-30-7111)

ダルトン・インベストメンツ株式会社による『「当社株式の大規模買付行為に関する 対応方針（買収防衛策）」導入への反対表明』に対する当社の見解

当社は、平成 19 年 5 月 11 日付プレスリリースにおいて「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の導入を決定したことをお知らせいたしました。これに対し、当社の株主であるダルトン・インベストメンツ株式会社（以下、「ダルトン社」といいます）が、平成 19 年 5 月 23 日付で『「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」への反対表明に関するお知らせ』と題する書面（以下、「反対表明」といいます）において、その独自の見解に基づき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「当社プラン」といいます）に反対し、また、他の株主の皆様にも反対するよう働きかける旨の意見表明を行っております。

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保する上で、当社プランを平成 19 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会（以下、「次期定時株主総会」といいます）にて株主の皆様にお諮りし、ご承認を賜りたいと考えております。それに先立ちまして、当社プランの導入の経緯と目的ならびに具体的内容について、皆様に誤解を生じさせないため、また、反対声明での理解、および認識の相違を皆様にお知らせすることにより、株主の皆様には公正なご判断を頂戴するため、下記に当社の見解をお知らせいたします。また、当社はダルトン社が助言を行っている Dalton Investments LLC（以下、「ダルトン LLC」といいます）から、ダルトン LLC がファンドマネージャーを務めるジェーエムビーオー・ファンド・リミティッドを代理して、平成 19 年 4 月 23 日にマネジメント・アンド・エンプロイー・バイアウト（以下、「MEBO」といいます）の提案を受けております。当社は、平成 19 年 5 月 9 日に、提案された MEBO の内容を分析・検討・評価するため、質問状を通じ必要な情報提供をダルトン LLC に要請しております。

また、当社は、本日付で開示いたしましたとおり、次期定時株主総会でのご承認を前提に、新たに当社の現在の経営陣からの独立性が極めて高い 2 名の社外取締役の選任を決定いたしました。これにより当社の社外取締役は 3 名となり、取締役会全体の 3 分の 1 となる予定です。新たな社外取締役候補者につきましては、4 月より候補者選任を進め、既に内諾をいただいております。

記

第 1 当社プランの正当性

1 当社プラン導入の必要性

当社プランは、当社株式の大規模買付が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、または当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することや、株主の皆様のために交渉を行う機会を確保すること等を可能にするために、大規模買付者が遵守すべき手続を、客観的、かつ具体的に定めるものであります。

したがって、企業価値・株主共同の利益を損なう買収提案であるにもかかわらず、株主の皆様が十分な情報の提供を受けないまま誤信して買収に応じてしまうことなどを未然に防止し、企業価値・株主共同の利益を実現するために、当社プランの導入は必要不可欠なもの

であります。

なお、当社は、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みとして、長期的な企業価値向上にむけたロードマップのもとで、本年度より新たな3ヵ年中期経営計画である「Regeneration for Quality」(以下、「本中期経営計画」といいます)に着手しております。当社は、本中期経営計画において、コアの戦略商品開発に注力し、中国・アジアを中心とした成長市場でのシェア拡大、および利益率向上を目指し、同計画の最終年度(2009年度)の営業利益率について、2006年度実績3.9%の倍以上の8.0%を経営目標においております。当社は本中期経営計画の達成をもって、当社の本源的企業価値をより一層顕在化させると共に、それ以降の長期持続的企業価値向上に向けた基盤の確立を図ってまいります。当社プランは、こうした背景のもとに、企業価値・株主共同の利益を確保・向上する目的で導入が決定されたものです。

当社の2007年3月期の決算発表および本中期経営計画につきましては、平成19年6月6日に説明会を実施する予定であると同時に、内容は当社ホームページを通じて株主・投資家の皆様に広くお知らせいたします。

2 当社プランの内容の合理性

(1) 株主意思を重視するものであること

当社プランは、当社取締役会決議により導入したものでありますが、次期定時株主総会までの間であっても、当社株主総会において当社プランの変更、または廃止の決議がなされた場合には速やかに変更または廃止されることとされております。また、当社は、株主の皆様が当社プランに対するご意見を確認させていただくため、次期定時株主総会にお諮りすることとし、出席株主の議決権の過半数の承認が得られることを当社プランの有効期間延長の条件としており、さらに、当該有効期間延長後であっても、当社株主総会において、当社プランの変更、または廃止の決議がなされた場合には、当社プランはその時点で変更、または廃止されることとなっております。

このように、当社プランの消長、および内容は、当社株主総会の意思に基づくものであり、当社プランは株主意思を尊重するものとなっております。

また、当社は、既に当社株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しております。したがって、次期定時株主総会において、当社プランの有効期間が延長された場合であっても、株主の皆様は、毎年取締役の選任を通じて、当社プランにつき、そのご意向を反映できるようになっております。

このように、当社プランについては、当社株主総会における決議によって直接的に、または取締役の選任を通じて間接的に、株主の皆様のご意向を十分に反映できるような仕組みになっております。

(2) 客観的かつ合理的な発動要件の設定・取締役会の恣意性排除

当社プランは、大規模買付行為者が当社プランに定める手続を遵守した場合には、当社取締役会は原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は採らないように設定されております。例外的に、当社プランに定める手続が遵守されている場合でも、当該買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反し、かつ、対抗措置を採ることが相当と認められるような、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されております。

また、当社は、当社プランの発動等の運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員3名により構成される独立委員会を設け、当社取締役会は独立委員会の判断、および勧告を最大限尊重しなければならないものとしております。

このように、当社プランにおいては、当社取締役会による恣意的な発動を、制度設計、および運用の両面において防止するための仕組みが確保されております。

さらに、当社は、上述いたしましたとおり、次期定時株主総会で株主の皆様のご承認を得た上で、現在、社外取締役は取締役7名中1名であるところ、社外取締役を2名増員し、計3名といたします。これにより、増員後の当社取締役会の取締役9名中3名が社外取締役とな

り、取締役会の判断の合理性、および客観性も向上するものといえます。

(3) 当社プランは必要かつ相当な範囲で用いられるものに過ぎず、大規模買付者に過大な負担を課し、または重大なダメージを与えるものではないこと

当社プランに記載された大規模買付者に提供を要求する情報は、いずれも株主の皆様が買付の内容が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかを判断する上で必要な合理的範囲のものに限られております。また、大規模買付者より当社取締役会に対して十分な情報提供を受けた後に設けられる取締役会検討期間といたしましても、わが国における買収防衛策において一般的に設けられている期間である 90 日間（対価を現金（円価）のみで当社全株式の買付の場合 60 日）を設定しております。

このように、当社プランは、大規模買付者に要求する情報、大規模買付者の買付禁止期間のいずれとも必要かつ相当な範囲に設定されており、大規模買付者に過大な負担を課すものではありません。

3 経済産業省、および法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛策指針」といいます）の定める 3 原則を充足するものであること

以上のとおり、当社プランは、企業価値・株主共同の利益を確保するために導入されたものであり、その内容、および消長につき株主意思を重視するものである上、当社の企業価値、および株主の利益を確保するために必要な範囲のものであり、かつ、当社取締役会による恣意が排除され、買付者に対して過大な負担を与えない合理的な内容となっております。

したがって、当社プランは、経済産業省、および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した買収防衛策指針の定める 3 原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）をすべて充足しているものであります。

第 2 ダルトン・インベストメンツ株式会社による当社プランへの反対表明についての当社見解

1 当社プランは株主の権利を制限するものではないこと

当社プランは、前記第 1 の 2 (3) 記載のとおり、株主の皆様が大規模買付に応じるか否かの適切な判断を可能とするために必要となる情報の提供を要求するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益に資する株式の大規模買付行為を否定するものではなく、大規模買付者による買付に応じて株式を売却するか否かの判断権を株主の皆様から奪うものではありません。

上述いたしましたとおり、当社プランは、あくまで株式の自由な譲渡の機会を最終的に確保しつつ、企業価値・株主共同の利益を損なう買収提案であるにもかかわらず、株主の皆様が十分な情報の提供を受けることがないまま誤信して買収に応じてしまうことなどを未然に防止し、企業価値・株主共同の利益を実現するものです。

また、ダルトン社は反対表明において「譲渡制限の無い上場株式会社については、株主は当該株式を自由に売買する権利を有している」ことを根拠として、当社プランの導入が不合理である旨の主張を展開しております。

しかしながら、かかるダルトン社の主張は、およそ上場企業は、買収防衛策を導入してはならない、という見解に近接する主張であり、かかる主張は、株式会社が特定の株主による支配権の取得について制限を加えることにより、企業価値・株主共同の利益を確保し向上させることを内容とする買収防衛策を導入することは株式会社の存立目的に照らし、適法かつ合理的であると述べる上記買収防衛策指針の見解に相違しております。また、当社プランは、当社の特定の株主による当社株式の売買を直接的に制限するものではなく、売買に際して必要となる情報の提供を求めるものであることは上述のとおりです。

2 当社プランは企業価値を毀損するものではないこと

当社プランは、前記第 1 の 2 (2) 記載のとおり、当社取締役会による恣意的な発動を運用面も含めて防止するための仕組みを確保しております。

したがいまして、ダルトン社が反対表明において主張するように、当社プラン導入後、企業価値の向上の可能性の有無にかかわらずに、取締役の個人的な恣意によって、当該大規模買付行為が阻止される可能性はありません。

なお、ダルトン社は、当社プラン発表前後の TOPIX 指数と当社の株価の比較として、発表前夜である 5 月 10 日の TOPIX 終値が 1,736.99、5 月 22 日の終値が 1,731.54 と 0.3% の下落であるのに対して、当社の株価は、5 月 10 日の終値が 865 円、5 月 22 日の終値は 840 円と 2.9% (相対的にマイナス 2.6%) 下落している、等と指摘しております。

しかし、株価の騰落に関しましては、ひとつの要因に特定されるものではなく、様々な要因から形成されるものであると当社では考えております。わが国の制度環境の下、買収防衛策導入後一年間で大幅に株価が上昇した企業も多いと当社では認識しており、買収防衛策が中期的に株式価値を低下させるものではないと当社では信じております。さらに海外での研究成果においては、買収防衛策を導入した企業には被買収時におけるプレミアムが高まる傾向を認めた統計的事例も存在いたします。当社といたしましては、情報開示・IR 活動を積極的に推進することにより、株主の皆様、また、幅広い投資家の皆様に情報発信を行い、業績向上に見合った株主価値の形成に努めてまいります。そもそも一定の指針に準拠した買収防衛策は、企業価値の毀損を防止するために導入されるもので、企業価値を毀損する可能性がないように設計されているものと当社では認識し、また、そのように当社プランを設計したものであります。したがいまして、ダルトン社が主張する当社プランの導入が「企業価値を毀損し得る」という認識は、当社プランの内容を正確にご理解されていないことに基づくものと当社では考えております。

3 取引法の改正の趣旨には反しないこと

当社プランは、証券取引法の改正の趣旨に反するものではなく、株主の皆様の適切なお判断のために合理的に必要となる情報と時間を確実に確保するために必要不可欠なものであります。

昨年の証券取引法の改正により、情報開示が充実されたこと、対象会社に質問権が付与されたこと、および対象会社の請求により公開買付期間の延長が可能となったこと等の変更が行われています。しかしながら、証券取引法による規制は、投資家保護の観点から最低限必要な規制を行うものである上、改正証券取引法は、その立法段階においても、そもそも買収防衛策に関する制度設計を否定、または不要とすることは予定されていないばかりか、その改正の趣旨も買収防衛策が確保しようとしている利益を必ずしも完全に確保するものではありません。質問権については、対象会社が質問権を行使した場合であっても、公開買付者が当該質問に対して回答する必要がないと認めた場合にはその回答を実質的に拒否、または留保することもできることとされています。

なお、ダルトン社が言及する株式会社夢真ホールディングスと日本技術開発株式会社との争いに関する東京地方裁判所の仮処分決定は、事前警告型防衛策一般の適法性を判断したものではありません。また、同決定は、上記の決定時以降に証券取引法の公開買付け制度の改正が行われた場合には、取締役会が買収防衛策において情報提供や検討期間の設定を求めることの是非について改めて検討の余地があることには言及されておりますが、買収防衛策として情報提供や検討期間を設けることの適法性については明確な判断はされていません。

以上より、当社としては、証券取引法の趣旨を前提としながら、当社株式の売却に必要な時間や情報を、より実質的に確保し、株主の皆様が不利益を被ることがないようにするためには、当社プランが必要不可欠であると考えております。

したがいまして、当社プランは、証券取引法の改正の趣旨に反するものではありません。

4 恣意的な発動基準ではないこと

当該部分に関する当社の見解につきましては、前記第 1 の 2 (2) に記載の内容をご参照ください。

第3 最後に

以上のように、当社プランは、株主の皆様の適切なご判断のために必要となる情報の提供の要求の段階から、企業価値・株主共同の利益を向上させる目的を持たない大規模買付者を選別することで、当社の企業価値・株主共同の利益を実現する手続であります。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向け、正しいと考える姿を正確に伝えるだけでなく、将来の潜在的な成長力をもご理解していただけるよう、積極的に情報開示・IR活動を推進してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、当社の意見を十分にご理解の上、次期定時株主総会において適切な議決権行使を通じまして意思表示を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以 上